

東日本大震災の災害廃棄物広域処理について

(環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 災害廃棄物の広域処理に伴う放射線等の安全性に関して、住民の理解が得られるよう十分な情報公開と説明責任を果たすこと。
- 2 災害廃棄物の広域処理に伴い必要となる運搬経費、処理に要する経費及びモニタリング経費（測定機器の整備を含む）に加え、住民の不安を解消するための経費などは全額を国庫負担とすること。
- 3 災害廃棄物の受け入れに伴う、風評被害の未然防止に万全を期すとともに、万一、風評被害が発生した場合は、十分な補償をすること。

【現状と目標】

国は、東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理を平成26年3月末までに完了することを目標とし、宮城県や岩手県においては仮設焼却炉等で処理が進められていますが、なお400万トンを超える量の広域処理が必要とされていることから、災害廃棄物処理特別措置法等に基づき、全国の地方自治体に受入要請を行っています。

【本県の取組と課題】

平成24年4月20日、県、市長会及び町村会は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理が、被災地の復旧・復興に必要であるとの共通認識のもと、災害廃棄物の安全性の確認や住民の不安の払拭などを条件に、対応可能な市町から実状にあった協力をしていくことで合意に至りました。また、同年4月27日には、宮城県、岩手県と安全性の確保に関する役割などの基本的な事項について確認書を締結しました。

今後、災害廃棄物の受入処理の検討を進めるにあたって、広域処理の必要性や放射線等に関する安全性についての住民へのわかり易い説明を行い、一層の理解を進めることができます。また、災害廃棄物処理の一連の工程において、きめ細やかな放射線等の測定を行う必要があることなどから、本県では、災害廃棄物処理のガイドラインを策定するなど安全性確保や住民の不安を払拭する取組を行うこととしています。さらに、茶、肉牛、米などの農畜産物への風評被害が懸念されることから、未然防止に万全を期すことが必要です。

このため、国においては、広域処理に伴う放射線等の安全性に関する十分な情報公開や説明を行うとともに、処理費用はもとより住民不安を払拭するためのモニタリング経費等についても全額を国の負担とし、万一、風評被害が発生した場合には十分な補償を行われたい。